

## 行政文書の管理状況について

### 1 行政文書ファイル管理簿の公表

#### (1) 根拠規定

新潟市公文書管理条例第7条

概要：行政文書のファイル情報を記載した行政文書ファイル管理簿を公表する

#### (2) ホームページへの公表

令和4年度の行政文書ファイル管理簿を新潟市ホームページに公表

#### (3) 令和4年度の行政文書ファイル管理簿の記載ファイル件数

実施機関	ファイル件数
市長	30,048件
議会	139件
教育委員会	3,819件
選挙管理委員会	343件
人事委員会	93件
監査委員	88件
農業委員会	836件
固定資産評価委員会	3件
水道事業管理者	1,010件
病院事業管理者	475件
新潟市土地開発公社	55件
計	36,909件

※教育委員会のうち、市立学校園のファイル件数を除く

### 2 令和4年度の裁量的理由による保存期間の延長

#### (1) 根拠規定

新潟市行政文書管理規則第15条第2項から第4項

概要：裁量的な理由により保存期間を延長した場合は、延長した理由・期間を審議会に報告する

#### (2) 裁量的理由により保存期間を延長したファイル件数

0件

### 3 本審議会公文書管理部会への行政文書の廃棄に関する意見聴取

#### (1) 根拠規定

新潟市公文書管理条例第8条第3項及び第7項

概要：行政文書を廃棄しようとするときは、文書館の長が指定した文書について審議会の意見を聴く
---

#### (2) 公文書管理部会への意見聴取の実施

##### ア 開催日

令和5年12月20日（水）

##### イ 意見聴取の概要

令和4年4月1日以降に作成された行政文書が適用対象となる新潟市行政文書管理規則別表に規定される保存期間満了時の措置は移管となっているが（今回の意見聴取の対象文書は当該規則の適用外）、新潟市文書館の選別では市政検証性を見出しがたい32ファイルの廃棄についての意見聴取を実施。

※詳細は、別紙1「行政文書の廃棄に関する意見聴取について」参照

##### ウ 意見聴取に対する審議会の意見

今回の意見聴取の対象32ファイルについて、新潟市行政文書管理規則別表の適用対象外ではあるものの、当該規則別表の保存期間満了時の措置に従った措置がされることを望む。

※詳細は、別紙2「行政文書の廃棄について（意見）」参照

##### エ 意見聴取を行ったもののうち、文書館に移管したファイル件数

32件（意見聴取を行ったファイル全件）

### 4 令和5年度に文書館へ移管したファイル件数

実施機関	ファイル件数
市長	205件
議会	1件
教育委員会	24件
選挙管理委員会	3件
人事委員会	0件
監査委員	0件
農業委員会	0件
固定資産評価委員会	0件
水道事業管理者	0件
病院事業管理者	1件
新潟市土地開発公社	0件
計	234件